

平成27年度

登米市水道事業会計補正予算書

(第3号)

並びに予算に関する説明書

〔2月4日提出〕

宮城県登米市

議案第8号

平成27年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成27年度登米市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度登米市水道事業会計（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主な建設改良事業	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
ウ 浄水施設整備事業	90,688千円	△14,000千円	76,688千円
エ 配給水施設整備事業	2,395,707千円	△277,348千円	2,118,359千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第8款	水道事業収益	2,718,378千円	△34,511千円	2,683,867千円
第1項	営業収益	2,295,737千円	0千円	2,295,737千円
第2項	営業外収益	421,760千円	△35,042千円	386,718千円
第3項	特別利益	881千円	531千円	1,412千円
		支 出		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第9款	水道事業費用	2,436,738千円	△56,425千円	2,380,313千円
第1項	営業費用	2,121,988千円	△12,277千円	2,109,711千円
第2項	営業外費用	293,027千円	△44,148千円	248,879千円
第3項	特別損失	1,723千円	0千円	1,723千円
第4項	予備費	20,000千円	0千円	20,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、括弧書きを次のとおりに改める。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,163,336千円は、過年度損益勘定留保資金973,575千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額189,761千円で補てんするものとする）。

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第10款	資本的収入	3,006,208千円	△389,830千円	2,616,378千円
第1項	企業債	1,646,800千円	△310,200千円	1,336,600千円
第2項	負担金及び補償金	56,528千円	△46,769千円	9,759千円
第3項	補助金	541,847千円	△14,998千円	526,849千円
第4項	出資金	745,967千円	△17,863千円	728,104千円
第5項	加入金	15,066千円	0千円	15,066千円

		支 出		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第11款	資本的支出	4,071,062千円	△291,348千円	3,779,714千円
第1項	建設改良費	3,438,955千円	△291,348千円	3,147,607千円
第2項	企業債償還金	632,107千円	0千円	632,107千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業システム用機器リース	平成28年度	206千円
設計・積算システムリース	平成28年度	1,548千円
取水ポンプ維持管理業務委託	平成28～29年度	8,640千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のように改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ウ 浄水施設整備事業	千円 74,400	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 60,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
エ 配水管整備事業	543,600				310,100			
オ 緊急時用連絡管整備事業	115,900				83,800			
キ ダクタイル鋳鉄管更新事業	42,900				12,000			
合 計	1,646,800				1,336,600			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	548,482千円	3,875千円	552,357千円

平成28年2月4日 提出

登米市長 布施 孝 尚